

流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて

1 経過

本市の公共下水道は、平成元年に事業着手し、平成 11 年度からは三重県が事業主体の宮川流域下水道と一体となって流域関連伊勢市公共下水道の整備を進めている。

流域関連伊勢市公共下水道全体計画(以下、「全体計画」という)は、社会情勢の変化等に応じてこれまで3回の見直しを行うことで全体計画区域を 4,108ha から 3,226ha と 21.5%削減してきた。

また、令和 4 年度末における下水道が使用できる区域は 1,972ha であり、下水道普及率は 60.3%となっている。

2 見直しの背景と目的

汚水処理施設の整備は、市内全域における人口動向等の特性を踏まえた適切な処理方法を選択し、一定の期間を定めて効率的に実施する方針が、平成 26 年 1 月に国（国交省、農水省、環境省）から示された。

これを受け、三重県は平成 27 年度に「三重県生活排水処理アクションプログラム（計画期間：平成 27 年度から令和 17 年度までの 20 か年）」を策定し、中間年度である令和 8 年度に見直し予定である。それに伴い、本市においては「第 3 期伊勢市生活排水対策推進計画（仮）（計画期間：令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 か年）」を策定予定である。

以上のことから、効率的な汚水処理施設の整備を行うため、今後下水道整備を見込む区域として全体計画を見直すものである。

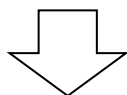
3 見直し方針

国が平成 26 年1月に公表した「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」及び、平成 30 年3月「下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル」に基づき、下水道と合併処理浄化槽とを経済比較し、さらに将来の人口動向等を考慮したうえで、全体計画を見直す。

4 下水道全体計画の見直しの検討手法について

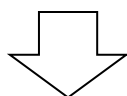
○第1ステップ（検討単位区の設定）

全体計画の面積 3,226ha のうち既事業計画区域や農地等を除いた事業化の可能性がある約 430ha を対象とし、地理的条件・土地利用・コミュニティ等を考慮して検討単位区を設定する。



○第2ステップ（検討単位区ごとの評価・判定）

検討単位区ごとに下水道が優位か、合併処理浄化槽が優位かを比較する。下水道と合併処理浄化槽それぞれの建設費と維持管理費を含めた経済比較を基本とし、その他、将来人口等を考慮した上で、判定を行う。



○第3ステップ（判定後の手続き）

合併処理浄化槽が優位の単位区については、合併処理浄化槽区域へと変更し、全体計画の見直し手続きを進めていく。

5 今後の予定

年	月	内 容
5	11	市議会産業建設委員協議会（協議）
6	1	上下水道事業審議会（審議）
6	2	市議会産業建設委員協議会（報告）
6	3	三重県へ見直し計画を提出